

平成 30 年度 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する
講習会テキスト 正誤表

Ver. 4. 4 (平成 30 年 11 月)

1. 共通/収集・運搬科目

科目	頁	誤	正
行政概論	32 (34 行目)	表 1.1 P 155 参照	表 1.1 P 156 参照
	43 (35 行目)	浸出液(埋立地の外に排出された保有水等) 処理 施設	浸出液(埋立地の外に排出された保有水等) 処理 設備
	75 (7 行目)	産業廃棄物の 処理 を処理業者に 委託する	産業廃棄物を処理業者に引き渡す
	83 (8 行目)	最終処分場 等	最終処分場
特別管理産業廃棄物概論	164 (13 行目)	法第 14 条の 4 の 4	法第 15 条の 4 の 4
	178 図 1.8 (2 行目)	特別管理の対象となる産業廃棄物 センター	特別管理の対象となる産業廃棄物
業務管理	228 (31 行目)	石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、区分に応じそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを	石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等 が含まれる場合は、区分に応じそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等 に係るものを
安全衛生管理	263 (7 行目)	平成 25 年から平成 27 年	平成 26 年から平成 28 年
	264 表 2.3 (4 行目)	廃棄物処理業 死亡数 0 、強度率 0.00	廃棄物処理業 死亡数 0.12 、強度率 1.11
	278 表 3.7 (4 行目)	石綿 側 第 40 条	石綿 則 第 40 条
	328 (4 行目)	休業 1 日～ 2 日	休業 1 日～ 3 日
収集・運搬	377 図 9.9 (16 行目)	図 9.9 廃 石綿 等の収集運搬基準	図 9.9 廃 水銀 等の収集運搬基準
	387 表 10.2 (5 行目)	廃棄物処理業 死亡数 0 、強度率 0.00	廃棄物処理業 死亡数 0.12 、強度率 1.11

2. 処分

項目	頁	誤	正
最終処分	155 (25 行目)	P 161 表 1.3 に示す	P 162 表 1.4 に示す
	159 (2 行目)	表 1.3	表 1.4
	199 図 4.14 (26 行目)	整形 ガス抜き設備	豎形 ガス抜き設備
	212 (25 行目)	(表 1.3 参照)	(表 1.4 参照)

3. 資料集

項目	頁	誤	正
Ⅲ-14 罰則	117 (10 行目)	(法第 28 条) 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。	(法第 28 条) 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

※最新の正誤表は JWセンターHP で確認できます。

(「講習会・研修会」>「お知らせ」>「平成 30 年度 講習会等の正誤表について」> <http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>)